

2019年8月5日

各位

下関三井化学株式会社

弊社に対する行政処分について（お詫び）

弊社は下関事業所の高圧ガス製造設備で発生した複数の漏洩事案に関し、7月25日付で山口県より高圧ガス保安法に基づく行政処分に係る手続き開始の通知を受理し、本日、行政処分を受けました。

この度は近隣住民の皆様、関係ご当局、お客様をはじめ多くの方々に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、あらためて心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、当該行政処分を厳粛に受け止め、高圧ガス事故についての法令違反に至った原因の究明を行うとともに、行政当局のご指導を仰ぎながら、再発防止策を策定・実施し、二度とこのような事態を招かぬよう、全社一丸となって法令遵守態勢を厳しく見直してまいります。

記

1. 行政処分の内容、根拠法令

① 危害予防規程の遵守命令、遵守のために必要な措置命令[法第26条第4項]

- 危害予防規程は、公共の安全の維持と災害の発生の防止のため、事業所の実態に即して自ら定め遵守すべき規定であることを強く認識し、今後、当該規程を確実に遵守すること。
- 危害予防規程の遵守のために必要な措置として、以下の事項を実施すること。
 - ・ 全ての関係者から聴き取り調査を行うなど、今回の法令違反に至った詳細な原因を究明するとともに、これまでの事故発生時の対応について検証すること。
 - ・ 原因究明の結果等に基づき、社内における法令理解の徹底、従業員の意識改革、保安管理体制の見直しなど、安全最優先の再発防止策を早急に策定すること。
 - ・ 再発防止対策を全ての関係者に徹底し、計画・継続的に実施すること。

② 改善実施状況等の報告の徴収[法第61条第1項]

- 危害予防規程の遵守のために必要な措置について、計画及び実施状況を報告すること。

2. 今後の対応

上記行政処分の内容を踏まえ、今般の原因については、現在、親会社である三井化学株式会社の支援を受け、詳細原因を究明しております。今後、詳細原因の究明・事故発生時の対応の検証と併せ、行政当局のご指導を仰ぎながら、再発防止策を策定・実施してまいります。

これにより、地域の皆様に安心かつ安全な工場と認めて頂けますよう抜本的改善を進めてまいりますので、引続き皆様方のご理解とご協力を何卒お願い申し上げます。

<本件に関する問い合わせ先>

下関三井化学株式会社

経営企画部

TEL 083-266-1122